

国指定野付半島・野付湾鳥獣保護区
野付半島・野付湾特別保護地区
指定計画書（案）

平成17年 月 日
環 境 省

1 指針

(1) 特別保護地区の名称

野付半島・野付湾特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

国指定野付半島・野付湾鳥獣保護区のうち、標津町字茶志骨の地番871番の地番界西端を起点とし、同所から地番871番と地番893番の南東端との接点に至り、同所から地番871番と地番893番と地番892番と道々野付風蓮公園線南側敷地界との接点に至り、同所から道々野付風蓮公園線の南側の敷地界を同道路沿いに東進し同道路の終点に至り、同所から地番151-1番の公衆用道路(作業道)の西側敷地界を南進し野付崎灯台の中心と別海町字野付の地番151-1番の南端地番界とを結ぶ線との交点に至り、同所から地番151-1番の南端地番界に至り、同所から林野庁根釧東部森林管理署部内1104林班の林班界沿いを反時計回りに進み通称ポッコ沼岬の先端に至り、同所から通称一本松岬の西側先端までを見透かし、同所から通称喜楽岬の西側先端を見透かし、同所から別海町字尾岱沼の地番7-37番と地番7-45番と地番7-46番との接点(道有林界)を見透かし、同所から道有林界を西に進み国道244号線の東側敷地界との接点に至り、同所から国道244号線の東側敷地界沿いを北進し、別海町字尾岱沼の地番8-91番と8-177番との接点に至り、同所から地番8-91番の春別川沿いの地番界を北に進み地番8-91番と地番8-239番と春別川河口部との接点に至り、同所から野付湾の汀線沿いを北進し、尾岱沼の漁港区域を外れ、さらに汀線沿いを北進し、南西部方向に国道244号線と接する別海町の町道南15号線の中心線を見透かす地点に至り、同所から真北に標津町字茶志骨の地番871番の地番界を見透かす地点に至り、同所から同地番界を西に進み起点とを結ぶ線に囲まれた区域より、財務省所管地である別海町字野付の地番63-12番に貸付設置されている遊歩道並びに花馬車運行のための道及び林野庁根釧東部森林管理署部内1103林班のイ1小班並びに口小班を除いた区域

(3) 特別保護地区の存続期間

平成 1 7 年 1 1 月 1 日から平成 3 7 年 1 0 月 3 1 日 (2 0 年間)

(4) 特別保護地区の保護に関する指針

特別保護地区の指定区分

集団渡来地の保護区

特別保護地区の指定目的

国指定野付半島・野付湾鳥獣保護区は、北海道東部の根室半島と知床半島のほぼ中間に位置し、オホーツク海に日本最大の延長約 2 8 k m の砂嘴及び砂嘴によって形成された湾部を有する。湾内の水深は約 4 m と浅く、広大な干潟とアマモ場が形成され、エビ類等の甲殻類、貝類、魚類、ゴカイ類等が多く生息している。

このような自然環境を反映し、当該区域は渡り鳥の中継地として、春期及び秋期には毎年 2 万羽以上の渡り鳥が渡来する。特に、キアシシギ、オオハクチョウ、コクガン、ヒドリガモ、スズガモ及びホオシロガモは、これらの種の地域個体群の 1 % 以上の個体数の渡来が確認されている。

特に、砂嘴、干潟及び藻場は、多くの渡り鳥のねぐら及び採餌の場として利用されている。このため、当該鳥獣保護区の中でも特に重要な区域として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 2 9 条第 1 項の規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する渡り鳥の保護及びその生息地の保護を図るものである。

管理方針

- ・鳥類のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。
- ・鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

2 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 6 , 0 6 8 ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野	3 2 2 ha
農耕地	- ha
水 面	5 , 4 4 2 ha
その他	3 0 4 ha

イ 所有者別内訳

国有地	5 8 9 ha		
国有林 3 0 1 ha	林野庁所管 3 0 1 ha	制限林 2 2 2 ha	普通林 7 9 ha
	国有林地以外の国有地 2 8 8 ha		
財務省所管有地 2 8 8 ha			
地方公共団体有地 2 1 ha		都道府県有地 2 1 ha	
		市町村有地等 - ha	
私有地等 1 6 ha			
公有水面 5 , 4 4 2 ha			

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然公園法による地域 5 , 7 4 5 ha	特別地域 6 2 6 ha
（野付風蓮道立自然公園）	普通地域 5 , 1 1 9 ha
文化財保護法による地域 - ha	

3 指定する区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該区域は、北海道東部の根室半島と知床半島のほぼ中間の標津郡標津町及び野付郡別海町に位置している。

イ 地形、地質等

当該区域は、日本最大の鉤手状に発達した砂嘴により、野付湾を囲むように外洋と区切られている。海水の流動の少ない湾奥部は、極細粒砂、シルト、粘土の割合が多く泥質である。他方、潮汐による流れのある湾口部及び^{みおすじ}漣筋は、礫の混在する中粒以上の砂質である。また、藻場の泥はアマモの枯葉等の堆積が著しく、海底は還元泥の状況を呈している。

ウ 植物相の概要

当該区域は、海浜部は植生の発達は極めて貧弱で、ハマニンニク基群集を主とするが、被度は低く、オカヒジキ、ハマボウフウ、ハマベンケイ、ウンラン、シロヨモギ、ハマニガナ、コウボウスゲ等が散在する。砂丘部は、灌木層にハマナス、草本層にコヌカグサ又はシロツメクサが優占している。また、湾内の干潟部は、水位、塩分濃度等によって変化し、シバナ - アッケシソウ基群集及びエゾツルキンバイ - ウシオスゲ基群集から形成される。

エ 動物相の概要

当該区域は、鳥類では、211種の生息が確認されている。哺乳類では、エゾシカ、キタキツネ、エゾシマリス、エゾユキウサギ等の生息が確認されている。また、湾内では、エビ類、裂脚類(イサザミ類)、等脚類(横エビ類)、端脚類(とび虫類)等の甲殻類、小型の貝類、魚類、砂泥中にゴカイ類等が生息しているほか、ゴマフアザラシ等のアザラシ類の生息も確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

海域の定置網において、アザラシ類による漁業への被害がある。

4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 3 2 条の規定による補償に関する事項

当該区域において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置されたため、第 2 9 条第 7 項の許可を受けることができないため、又は同条第 1 0 項の規定により条件を付されたため損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

5 国指定鳥獣保護区特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

特別保護地区用制札	3 0	本
案内板	5	基

ア. 鳥類

目	科	種または亜種	種の指定等
【アビ目】	【アビ科】	アビ オオハム シロエリオオハム ハシジロアビ	
【カイツブリ目】	【カイツブリ科】	カイツブリ ハジロカイツブリ ミミカイツブリ アカエリカイツブリ カンムリカイツブリ	
【ミズナギドリ目】	【ミズナギドリ科】	フルマカモメ ハシボソミズナギドリ	
【ペリカン目】	【ウ科】	ウミウ ヒメウ チシマウガラス	CR、国内希少
	【ゲンカンドリ科】	コゲンカンドリ	
【コウノトリ目】	【サギ科】	アマサギ ダイサギ チュウサギ コサギ カラシラサギ アオサギ	NT DD
	【トキ科】	クロツラヘラサギ	CR
【カモ目】	【カモ科】	コクガン ハイロガン マガン ヒシクイ オオハクチョウ コハクチョウ マガモ カルガモ コガモ ヨシガモ オカヨシガモ ヒドリガモ アメリカヒドリ オナガガモ シマアジ ハシビロガモ ホシハジロ オオホシハジロ キンクロハジロ スズガモ クロガモ ビロードキンクロ シノリガモ コオリガモ ホオジロガモ ヒメハジロ ミコアイサ ウミアイサ カワアイサ	国天、VU 国天、NT 国天、VU NT LP
【タカ目】	【タカ科】	ミサゴ トビ オジロワシ オオワシ オオタカ ツミ ハイタカ ケアシノスリ ノスリ クマタカ ハイロチュウヒ チュウヒ	NT 国天、EN、国内希少 国天、VU、国内希少 VU、国内希少 NT EN、国内希少 VU
	【ハヤブサ科】	シロハヤブサ	

目	科	種または亜種	種の指定等
		ハヤブサ	VU、国内希少
		チゴハヤブサ	
		チョウゲンボウ	
[キジ目]	[ライチョウ科]	エゾライチョウ	DD
[ツル目]	[ツル科]	タンチョウ	国特天、VU、国内希少
		ソデグロツル	
	[クイナ科]	クイナ	
		ヒクイナ	
		ツルクイナ	
		オオバン	
[チドリ目]	[ミヤコドリ科]	ミヤコドリ	
	[チドリ科]	コチドリ	
		シロチドリ	
		メダイチドリ	
		オオメダイチドリ	
		ムナグロ	
		ダイゼン	
	[シギ科]	キョウジョシギ	
		トウネン	
		ヒバリシギ	
		オジロトウネン	
		ウズラシギ	
		ハマシギ	
		コオバシギ	
		オバシギ	
		ミュビシギ	
		エリマキシギ	
		キリアイ	
		ツルシギ	
		アカアシシギ	VU
		アオアシシギ	
		タカブシギ	
		キアシシギ	
		イシシギ	
		ソリハシシギ	
		オグロシギ	
		オオソリハシシギ	
		ホウロクシギ	VU
		チュウシャクシギ	
		ヤマシギ	
		タシギ	
		オオジシギ	NT
		アオシギ	
	[セイタカシギ科]	セイタカシギ	EN
	[ヒレアシシギ科]	ハイロヒレアシシギ	
		アカエリヒレアシシギ	
	[ツバメチドリ科]	ツバメチドリ	VU
	[トウゾクカモメ科]	クロトウゾクカモメ	
	[カモメ科]	ユリカモメ	
		オオセグロカモメ	
		ワシカモメ	
		アイスランドカモメ	
		シロカモメ	
		カモメ	
		ウミネコ	
		ミツコビカモメ	
		ハシグロクロハラアジサシ	
		アジサシ	
		セグロアジサシ	
	[ウミスズメ科]	ウミガラス	CR、国内希少
		ケイマフリ	VU
		マダラウミスズメ	
		ウミスズメ	CR
[ハト目]	[ハト科]	キジバト	
		アオバト	
[カッコウ目]	[カッコウ科]	ジュウイチ	

目	科	種または亜種	種の指定等
		カッコウ ツツドリ ホトギス	
【フクロウ目】	【フクロウ科】	シロフクロウ コミズク フクロウ	
【アマツバメ目】	【アマツバメ科】	ハリオアマツバメ アマツバメ	
【ブッポウソウ目】	【カワセミ科】	カワセミ	
【キツツキ目】	【キツツキ科】	アリスイ ヤマゲラ クマゲラ アカゲラ オオアカゲラ コアカゲラ コゲラ	VU
【スズメ目】	【ヒバリ科】	ヒバリ	
	【ツバメ科】	ショウドウツバメ ツバメ コシアカツバメ イワツバメ	
	【セキレイ科】	キセキレイ ハクセキレイ ピンズイ タヒバリ	
	【ヒヨドリ科】	ヒヨドリ	
	【モズ科】	モズ オオモズ	
	【レンジャク科】	キレンジャク ミノサザイ	
	【ツグミ科】	ノゴマ コルリ ルリヒタキ ノヒタキ イソヒヨドリ トラツグミ アカハラ ツグミ	
	【ウグイス科】	ウグイス エゾセンニュウ シマセンニュウ マキノセンニュウ コヨシキリ メボソムシクイ エゾムシクイ センダイムシクイ キクイタダキ	
	【エナガ科】	エナガ	
	【シジュウカラ科】	ハシブトガラ コガラ ヒガラ シジュウカラ	
	【ゴジュウカラ科】	ゴジュウカラ	
	【キバシリ科】	キバシリ	
	【メジロ科】	メジロ	
	【ホオジロ科】	シラガホオジロ ホオジロ カシラダカ シマアオジ アオジ オオジュリン ツメナガホオジロ ユキホオジロ	NT
	【アトリ科】	アトリ カワラヒワ マヒワ	

目	科	種または亜種	種の指定等
		ベニヒワ コベニヒワ ハギマシコ ギンザンマシコ ベニマシコ ウソ シメ	
	【ハタオリドリ科】	ニューナイスズメ スズメ	
	【ムクドリ科】	コムクドリ ムクドリ	
	【カラス科】	カケス ハシボソガラス ハシブトガラス ワタリガラス	
合計(種)		211種	

ア. 獣類

目	科	種または亜種	種の指定等
【コウモリ目】	【ヒナコウモリ科】	ヒメホオビゲコウモリ モモジロコウモリ ドーベントンコウモリ ノレンコウモリ キタクビウコウモリ ウサギコウモリ	EN
【ウサギ目】	【ウサギ科】	エゾユキウサギ	
【ネズミ目】	【リス科】	エゾリス エゾシマリス エゾモモンガ	
【ネコ目】	【クマ科】 【イヌ科】 【イタチ科】	ヒグマ エゾタヌキ キタキツネ エゾオコジョ キタイイズナ ニホンイタチ アメリカミンク エゾクロテン ラッコ	
【アザラシ目】	【アザラシ科】	ゴマフアザラシ	
【ウシ目】	【シカ科】	エゾシカ	
合計(種)		21種	

(注)

- 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録(平成14年7月、環境省自然環境局 野生生物課)に拠った。
- 種の指定等の要件は次のとおりである。
 国特天:国指定特別天然記念物 国天:国指定天然記念物
 レッドデータブック(平成14年、環境省)
 CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧 類、NT:準絶滅危惧
 DD:情報不足、LP:絶滅の恐れのある地域個体群
 国内希少:絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
 国際希少:絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
- 印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第5項第1号の規定により環境大臣が、特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定めた鳥獣(平成14年12月26日環境省令第28号)及び天然記念物に指定された鳥獣。